

ストリートビュー事件高裁判決(福岡高判平成 24 年 7 月 13 日判例集未登載(平成 23 年(ネ)第 439 号))の分析と我が国個人情報保護制度への示唆

板倉陽一郎^{†1}

ストリートビュー事件高裁判決(福岡高判平成 24 年 7 月 13 日判例集未登載(平成 23 年(ネ)第 439 号))高裁判決は、原審である地裁判決に続き、Google ストリートビューにおける屋外の洗濯物撮影にかかる損害賠償義務を否定したが、プライバシー侵害の主張のみならず、個人情報保護法違反についての主張、プライバシー配慮義務違反についての主張に判断を下しており、我が国個人情報保護制度への示唆を含むものである。本稿では、上記高裁判決についての分析を加えると共に、今後の個人情報保護制度をめぐる議論への有益な示唆を指摘するものである。

The analysis of Google Street View Case in Japanese Fukuoka High Court and the Suggestion for Japanese System of the Data Protection

YOICHIRO ITAKURA^{†1}

This Google Street View Case in Japanese Fukuoka High Court dismissed the infringement of the right to privacy because of the vagueness of the objective snap. The court suggested the point of view about the legitimacy of the service of Street View itself. The case also suggested how to treat the widespread (but not heavy) infringements of the right to privacy and the obligation of privacy oriented service.

1. 事案の概要

ストリートビュー事件(原審:福岡地判平成 23 年 3 月 16 日判例集未登載(平成 22 年(ワ)第 4971 号)、控訴審:福岡高判平成 24 年 7 月 13 日判例集未登載(平成 23 年(ネ)第 439 号))は、福岡市内に居住する原告(控訴人)が、被告(被控訴人)の親会社である米国法人 Google, Inc.(以下、「Google」という。)が提供する「Google ストリートビュー」(以下、「GSV」又は「ストリートビュー」という。)に関して、原告(控訴人)の住居のベランダに干してあった洗濯物を撮影・公表されたため、強迫神経症及び知的障害が悪化し、転居を余儀なくされたとして、プライバシー侵害等の不法行為に基づく損害賠償請求を行った事案である。

GSV は、Google の地図情報サービスである Google マップに附随するサービスであり、公道を移動しつつカメラで周辺 360 度を撮影した画像データ(この撮影を行う車をストリートビューカーという)を用いて、地図上の建物や路上の様子を、画像で確認することができるものである。

2. 裁判例の分析

本稿では控訴審:福岡高判平成 24 年 7 月 13 日判例集未

登載(平成 23 年(ネ)第 439 号)を分析の対象としているが、原審:福岡地判平成 23 年 3 月 16 日判例集未登載(平成 22 年(ワ)第 4971 号)では、「本件住居のベランダに洗濯物らしきものが掛けてあることは判別できるものの、それが何であるかは判別できないし、もとより、それがその居住者のものであることは推測できるものの、原告個人を特定できるまでには至らない。」とし、「元来、当該位置にこれを掛けておけば、公道上を通行する者からは目視できるものであること、本件画像の解像度が目視の次元とは異なる特に高精密なものであるといった事情もないこと」をも考慮し、本件の画像の撮影及び公開は原告の受忍限度の範囲内にあり、プライバシー権侵害は存在しないとした。

さらに、個人情報保護法上の「個人情報」(同法 2 条 1 項)との関係においても、本件画像の内容は「せいぜい洗濯物が干してあり、誰かが同居室に住んでいることが分かるといった程度の情報にすぎないから、上記個人情報に当たるといえるか疑問であるし、仮にこれに当たるとしても、上記認定の事実からすれば、原告との関係で、その情報取得の態様、取扱いの方法、管理の態様等が個人情報保護法の諸規定に違反して違法であるとは到底言えない」として、個人情報保護法違反についても否定した。

結果的に原告の請求は全面的に棄却されたが、これに対して原告が控訴し、同時に、法定代理人として複数の弁護士(いわゆる弁護団)が就任した(原審は本人訴訟)。

結論としては、控訴審においても控訴は全面的に棄却さ

^{†1} 弁護士・ひかり総合法律事務所
Attorney at Law, Hikari Sogoh Law Offices

本稿及びこれに基づく発表において意見にわたる部分は、筆者の個人的な見解であり、筆者の属する組織又はかつて属した組織の見解ではない。

れた。筆者を含む第三者は問題となっている（と控訴人が主張している）画像そのものを閲覧することは出来ないため、あくまで判決そのものについての評価ができるにとどまるが、判決の中では①撮影行為の特定、②撮影行為におけるプライバシー権の侵害、③公表行為における違法性、④個人情報保護法違反、⑤プライバシー配慮義務違反についてそれぞれ判断がなされており、分析に値する。

また、本裁判例は、我が国個人情報保護制度に対しても一定の示唆を提供しており、これについても考察することとする。

2.1 撮影行為の特定

(1) 具体性・特定性

控訴人は、「ストリートビューで公表した福岡地域の画像を網羅的に収集した行為を『本件撮影行為』とし、また、それをインターネット上で公表した行為を『本件公表行為』として、いずれの行為も違法性があり、不法行為が成立する旨主張した。

これに対し裁判所は、「本件撮影行為」につき、「本件画像の撮影を含むものではあっても、権利・利益侵害に対する不法行為の態様として具体性・特定性を欠くといわざるを得ない。すなわち、…本件撮影行為は、福岡地域という広範な範囲を、相当の日数をかけて、現地に実際に出向いて行われたということになるが、不法行為に該当する具体的な事実として、①福岡地域の撮影全体を一つの行為と観念することは困難である。そして、広範な福岡地域の中には、②多数の人や物が存在し、それぞれを主体とする権利・利益が考えられるが、それらは控訴人とは無関係な権利・利益である。さらに、その③撮影場所は公的施設、商業地域、住宅街といった多種多様な特性があり、撮影対象となる人、物、状況等も異なる。そうであれば、福岡地域のストリートビューの画像を撮影した行為であるといっても、具体的な事実としては特定が不十分であり、全てを一連一体と評価して、本件撮影行為全体をもって控訴人に対する不法行為であるとする控訴人の主張は、採用できない。」（傍線及び丸数字筆者。以下同じ）として、「本件撮影行為」は不法行為ではないとした。

裁判所は、「具体性・特定性を欠く」ことが不法行為に該当しないことの直接の理由であり、「具体性・特定性を欠く」ことの内容が①「福岡地域の撮影行為を一つの行為と観念することが困難」②「多数の人や物が存在し、それぞれを主体とする権利・利益が考えられるが、控訴人とは無関係な権利・利益である」③「撮影場所は…多種多様な特性があり、撮影対象となる人・物・状況等も異なる」というそれぞれの事実と考えているようである。

このうち、①③はそれぞれ行為の個性及び撮影対象の多様性を述べることで、「具体性・特定性を欠く」ことの内容となっているといえるが、②の控訴人が「控訴人とは無関係な権利・利益」を主張していると述べる点は、具体

性・特定性の問題と解釈するのは当を得ていないように思われる。すなわち、不法行為が保護するところの権利・利益につき、民法709条は「…他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」とするが、損害賠償責任を負う相手方も当該「他人」であることは明らかであり、請求権者が請求権者と無関係な権利・利益を主張する場合、確かにそれは不法行為に基づく主張としては失当であるが、不法行為の具体性・特定性の問題ではない（誰に主張の適格性があるのかという問題である）。

(2) 控訴人の見解についての否定

さらに裁判所は、控訴人が、「被控訴人が行う撮影行為が、膨大な数の肖像権やプライバシーを根こそぎ撮影するという点に最大の特徴があり、一連一体として行われた撮影行為のうち、本件画像の撮影だけを切り出して評価することは加害行為の実態にそぐわない」と主張するのに対して、「個人の権利・利益の侵害に対する救済を図るという不法行為制度の趣旨に照らせば、控訴人の主張は採用できない。」として、敢えてこれを否定している。

(3) 裁判所のメッセージ

これらから読み取れる裁判所のメッセージは、「ストリートビューのサービス自体の違法性評価は行わない」というものである。すなわち、一連一体の撮影行為の違法性に関する主張を否定するためには、具体性・特定性の欠如のみを述べれば足りたのに対して、敢えて、文章中の論理的には必ずしも正しいとはいえない場所において「多数の人や物が存在し、それぞれを主体とする権利・利益が考えられるが、それらは控訴人とは無関係な権利・利益である」ことを述べ、一連一体の撮影行為を切り出すことへの批判については「個人の権利・利益の侵害に対する救済を図るという不法行為制度の趣旨に照らせば、控訴人の主張は採用できない。」と繰り返す。確かに、「法律上の争訟」とは、「当事者間の具体的な権利義務又は法律関係の存否に関する紛争であって、法律の適用により終局的に解決しうべきもの」(最判昭和29年2月11日民集8巻2号419頁等参照)であるから、正面から、サービス自体の違法性そのものが問われた場合には、「法律上の争訟」に該当しないという応答も可能であろう。一方、不法行為の内容として具体性・特定性を確保できるのであれば、あるサービスに関する不法行為について、サービス自体の違法性を（それ自体を不法行為と呼ぶかどうかは別論、）先決問題として判断することは、必ずしも常に不適當であるとは思われない。やはり、この点においては、サービス自体の違法性評価についての裁判所のネガティブな反応が強く出ているように思われる。

2.2 撮影行為におけるプライバシー権の侵害

(1) 規範の定立

結局裁判所は、撮影行為の特定については、「被控訴人が主張するとおり」、本件の画像を福岡市の公道からストリートビューカーが撮影したという事実を持って特定されるとし（この点については被控訴人に部分的な自白が成立していると整理されるのであろう）、この点を撮影行為にかかるプライバシー権侵害の主張に関して検討している。

そこで、プライバシー権の侵害については、「①写真ないし画像の撮影行為については、被撮影者の承諾なく容ぼう・姿態が撮影される場合には肖像権侵害として典型的に捉えられるが、②さらに、容ぼう・姿態以外の私的事項についても、その撮影行為により私生活上の平穩の利益が侵され、違法と評価されるものであれば、プライバシー侵害として不法行為を構成し、法的な救済の対象とされると解される。」とし、「プライバシーを人格権の一つとして保護する趣旨は、人が私的な空間・時間において、社会から解放されて自由な生活を営むという利益を法的に保護することであるが」と趣旨を述べた上で、「容ぼう・姿態以外であっても、人におよそ知られることが想定されていない私的な営みに関する私的事項が、他人からみだりに撮影されることになれば、私生活において安心して行動することができなくなり、実際に撮影された場合には、単に目視されるのとは異なり、その私的事項に関する情報が写真・画像として残ることにより、他人が客観的にそれを認識できる状況が半永続的に作出されてしまうのであり、そのために精神的苦痛を受けることもあり得る。」との一般論を述べており（一般論としての受忍限度論については最判平成 17 年 11 月 10 日民集 59 卷 9 号 2428 頁を引用）、「容ぼう・姿態以外の私的事項に対する撮影」が法的な保護の対象となる抽象的可能性を肯定している。

(2) 本件の画像についてのあてはめ

裁判所は、本件の画像について、「本件居室のあるアパートの周囲は住宅が多く、アパート建物は公道から通路部分（通路と駐車場と兼用している土地部分。）を経た奥の土地部分に建てられており、アパート建物は公道に直接面してはいない。アパート建物の敷地と公道との間には、平屋建ての建物があり、その建物の一面に乗用車と植木があるため、本件画像の上では、平屋建ての建物等がアパート建物を背にして比較的大きく見える。そして、本件居室は、アパート建物の 2 階にあるが、当該建物の中でも公道及び前記通路部分から奥の方に位置している」、「本件画像上には、本件居室のベランダが写っているが、画像全体の構成としては、手前に平屋建ての建物等があり、その奥にアパート建物があり、本件居室はアパート建物の一部として、撮影地点から相当離れたところに見えるにすぎず、ベランダの手すりに布様のものが掛けてあることは分かるが、そ

れが具体的に何であるかは判別できない。ベランダの手すり以外のところに、物干しやハンガー等に吊られている洗濯物等もなく、ベランダ全体を見ても下着が干してあることまでは分からない。本件画像には人物、表札や看板など個人名やアパート名が分かるものは写っていない」と事実認定した上で、「本件画像は、本件居室やベランダの様子を特段に撮影対象としたものではなく、公道から周囲全体を撮影した際に画像に写り込んだものであるところ、本件居室のベランダは公道から奥にあり、画像全体に占めるベランダの画像の割合は小さく、そこに掛けられている物については判然としないのであるから、一般人を基準とした場合には、この画像を撮影されたことにより私生活の平穩が侵害されたとは認められないといわざるを得ない。一般に公道において写真・画像を撮影する際には、周囲の様々な物が写ってしまうため、私的事項が写真・画像に写り込むことも十分あり得るところであるが、そのことも一定程度は社会的に容認されていると解される。本件の場合、ベランダに掛けられている物が具体的に何であるのか判然としないのであるから、たとえこれが下着であったとしても、上記の事情に照らせば、本件に関しては被撮影者の受忍限度の範囲内であるといわなければならない。」とする。

要するに、受忍限度の範囲内であるから、不法行為は成立しない、との認定を行った。

(3) 考察

既に前節で述べたとおり、裁判所は、ストリートビューのサービス自体の違法性判断は行わないという姿勢を鮮明にしている。一方、ストリートビューの表示は、角度を変えたり、拡大縮小したりして見ることが可能である。従って、本件の画像についての違法性評価は、本来は、画像そのものについてのみではなく、その画像の角度の変化、拡大縮小を前提に行われなければならないはずである。この点については、違法性を主張する画像が静止画しか存在しなかったのか、静止画自体から生成される角度が変化した画像、拡大縮小された画像（これはストリートビューの表示上実際に表示されたものでなくとも、ストリートビューの性能上表示可能性があったものであれば、立証のために作成されたものであっても、理論上はストリートビューの性能の立証と合わせれば、証拠力に違いはないはずである）の証拠提出はなされなかったのか、など、想像する他ないが、少なくとも、控訴人の主張には現れておらず、裁判所もこの点を検討した痕跡はない。

以上のような次第で、裁判所は本件画像についての違法性を本件画像そのものについてのみ検討し、「ベランダの手すりに布様のものが掛けてあることは分かるが、それが具体的に何であるかは判別できない。」「下着が干してあることまではわからない。」とし、「ベランダに掛けられている物が具体的に何であるのか判然としない」ということから

結論に至っている（拡大したら判然とするかもしれないという検討はしていない）。

単に結論に至るためだけであれば、「容ぼう・姿態以外の私的事項に対する撮影」についてプライバシー侵害の可能性を認め、ベランダに掛けられている物は具体的に何であるかわからないので、私的事項について撮影されたことは認められるが、受忍限度の範囲内であった、とのあてはめだけでも良かったはずである。

それにもかかわらず、わざわざ「容ぼう・姿態以外であっても、人におよそ知られることが想定されていない私的な営みに関する私的事項が、他人からみだりに撮影されることになれば、私生活において安心して行動することができなくなり、実際に撮影された場合には、単に目視されるのとは異なり、その私的事項に関する情報が写真・画像として残ることにより、他人が客観的にそれを認識できる状況が半永続的に作出されてしまうのであり、そのために精神的苦痛を受けることもあり得る。」との判示を行なっているのは、裁判所は、ストリートビューのサービス自体の違法性判断は行わないものの、ストリートビューのサービスの中に、上記のような撮影行為による精神的苦痛が生じている場合があることを裁判所の認識として排除していない、ということの証左と考えられる。それというのも、「実際に撮影された場合」そのために精神的苦痛を受けることもあり得る」という認識は、本件の中で判示されている以上、本件と無関係には存在し得ないと考えられ、本件での撮影行為は、なかんずくストリートビューにおける撮影行為以外には存在しないからである。

実際に、ストリートビューにおいて「女子に殴られる男の子」「男女の高校生同士が路上で仲むつまじくキスをしている画像」などがダウンロード後再度アップロードされ、「面白い画像」としてまとめられているとの報告がある[1]。

(4) 写り込みの評価

「一般に公道において写真・画像を撮影する際には、周囲の様々な物が写ってしまうため、私的事項が写真・画像に写り込むことも十分あり得るところであるが、そのことも一定程度は社会的に容認されている」との判示は、それにもかかわらず、裁判所は「ベランダに掛けられている物が具体的に何であるのか判然としない」ことから「私生活の平穏が侵害されたとは認められない」と認定してしまっているの、宙に浮いている。敢えていえば「上記の事情に照らせば」ということで、受忍限度論の中で、写り込みによるプライバシー権侵害の場合は、より受忍限度が大きくなるような要素として扱われているという解釈も可能であるが、これも、ストリートビューのサービス自体の違法性の判断をしないというメッセージを出した裁判所からの、もう一つのメッセージであるともよめる。

すなわち、控訴人はストリートビューを「膨大な数の肖像

権やプライバシーを根こそぎ撮影する」ものと認識しているのであるが、仮にその認識が正しいとしても（「肖像権」を撮影することは不可能なので、「肖像」とするのが正確であろうが）、あらゆる撮影行為がただちに不法行為になるわけではなく、特に写り込みによる私的事項の撮影はより受忍限度の範囲内と考えられやすい。結局、裁判所はストリートビューのサービス自体の違法性については判断しないと言いつつ、①私的事項が撮影されることにより精神的苦痛を受ける人の存在の示唆、②私的事項が写り込むことは一定程度社会的に容認されているという認定、を通じて、サービス自体についても一定の評価を下していると考えられるのではないかと。

なお、著作権法の平成 24 年改正では、写真に映り込んでしまう著作物（「付随対象著作物」）について、複製権侵害や翻案権侵害を構成しないようにした（著作権法 30 条の 2 第 1 項）。本判決の口頭弁論終結時より後の段階（平成 24 年 6 月 20 日）で成立したものであり、直接的な影響は考えたいが、同様の問題意識に出るものと評価し得る。

2.3 公表行為における違法性

公表行為の違法性は、最判平成 15 年 3 月 14 日民集 57 卷 3 号 229 頁を参照しつつ、公表されない法的利益とこれを公表する理由を比較衡量するという基準を立てつつも、画像でベランダに掛けられたものが判然としないので、そもそもプライバシーとしての権利又は法的に保護すべき利益の侵害がなく、不法行為は成立しないとしている。撮影行為において不法行為が成立しないとした以上、同様の帰結となったものと考えられるが、一般的に公表行為は撮影行為に比してプライバシーへの影響は大きいものと考えられ、撮影行為の違法性を受忍限度論で処理した上で、より簡潔に不法行為成立せずとの結論を導き出すのは、検討の厚さの点でやや疑問が残る。

2.4 個人情報保護法違反

本判決でも、原審に続き、個人情報保護法違反かどうかの判断がなされている。「本件画像には特定の個人を識別することができるものではなく」という事実認定に基づき個人情報該当性を否定するものであるの、特段の問題は生じないが、そもそも行政法規であり直接的には民事規範ではない個人情報保護法について違反かどうか（「個人情報」（個人情報保護法 2 条 1 項）に該当するかどうか）を判断している事自体が、いわゆる峻別論[2]との関係で問題になるが、この点は別稿[3]で詳述したので、ここでは論じない。

2.5 プライバシー配慮義務違反

控訴人は、「ストリートビューのような新規サービスの実施をする事業者は、その実施に際して、事業実施国の公法上の規制や私法上の違法性の存否を検討するだけでなく、

事実面の検討を含み、プライバシー侵害を最小限にすべく配慮する義務を負っている。」「本件でいえば、各国ごとに異なる道路の状況、住宅地等の状況等を事前に調査してプライバシー影響評価（事業の実施によって、どのようなプライバシー侵害が生じ得るか、その結果、事業の遂行が、事業実施国におけるプライバシー侵害の判断基準により実施できないことにならないか、仮に、実施できるとしても、目的遂行と矛盾しない限度で最大限プライバシー配慮を実施する撮影方法が何か等を検討すること）を実施すべき義務を負う。」という「プライバシー配慮義務」を主張し、その根拠としては「OECD ガイドラインが定める2つの準則、すなわち〔1〕個人データは、適法・公正な手段により、かつ、情報主体に通知又は同意を得て収集されるべきであること（収集制限の原則）及び〔2〕収集目的を明確にし、データ収集は収集目的に合致するべきであること（目的明確化の原則）」を挙げるのみである。OECD ガイドラインは条約ではなく、直接的な法源にはなり得ないものであって、控訴人の主張には判決に現れる限りにおいて、明確な法的構成や法的根拠は存在しない。従って、裁判所が「独自の見解であり」とするのはやむを得ないと思われるが、「本件においてはプライバシー侵害が生じていないのであるから」控訴人の主張が採用できないとするのは、倒錯した論理であろうと思われる。

すなわち、控訴人のいうところのプライバシー配慮義務の主張は、個別のプライバシー侵害が生じるか否かにかかわらず、サービス提供にあたって「プライバシー侵害を最小限にすべく配慮する義務」を認めようとするものであるから、個別のプライバシー侵害が生じていないことをもってプライバシー配慮義務違反がないと認定することはできない。

2.6 小結

以上分析してきたように、本裁判例の本筋は、控訴人において洗濯物が写っていると主張する本件画像は具体的に何を写したのか判別できない、ということから、プライバシー侵害は存在しない、というものとどまるのであるが（従って、こと事案そのものに着目すれば、本裁判例は事例判例にすぎない）、裁判所からの、①ストリートビューのサービスそのものの違法性は判断しないものの、②ストリートビューに関して私的事項の撮影行為により精神的苦痛を受けたものを認識でき、③他方で映り込みのような場合には一般的にこれが受任され得る、という見解の披瀝は注目に値する。

しかしながら、これらが示しているとおりに、裁判所はあくまで個別の紛争を解決し、その限りにおいて規範を定立することができるに過ぎない。本裁判例から、我が国個人情報保護制度をどのように考えるべきかという考察は別途なされる必要があり、次章ではその点を扱う。

3. 我が国個人情報保護制度への示唆

3.1 「プライバシーや肖像権を根こそぎ撮影する」行為への対処方法

既に分析したとおり、本裁判例において、控訴人がいうところの「プライバシーや肖像権を根こそぎ撮影する」行為につき、裁判所は私的事項の撮影行為により精神的苦痛が生ずることを抽象的には認識していると思われるが、それ自身の違法性判断は行っていない。そもそも、このような「薄く広く」プライバシー侵害を生じさせる行為に対して、個別紛争解決を旨とする裁判所は、現時点の制度を前提とする限り必ずしも問題解決に適した場とも言い切れない。

そうすると、①データ保護機関による事前規制（サービスの前の事前調整機能を含む）を整備すること及び、②薄く広いプライバシー侵害について訴訟（又は紛争解決）制度を拡充することが、検討され得る。

(1) データ保護機関による事前規制

我が国個人情報保護制度は民間部門については個人情報保護法により主務大臣制を採用し、各府省庁による規制が行われており、公的部門については行政機関個人情報保護法に従い、各府省庁が取り組む他、各地方自治体においては個人情報保護条例を制定し、個人情報の保護を行なっているという状況にある。

このうち、「薄く広く」プライバシー侵害を生じさせる行為を防ぐために重要なのは、民間部門の規制当局がサービスの前の事前調整を行えること、特にそのための能力及び人員を揃えていることであるが、必ずしも我が国の主務大臣制の下において、そのような体制が完備されているとはいえない。それというのも、主務大臣制は「事業を所管する大臣等」（個人情報保護法36条1項2号）に主として個人情報保護法の運用を任せるものであるから、その実態において、我が国の個人情報保護法の運用は原則として事業規制にインクルードされる。そうすると、あらゆる事業規制担当者（委任等により地方支分部局や地方自治体に規制権限がある場合は当該部局や自治体の担当者）が個人情報保護法を理解していなければならないことになるが、そのようなことを期待するのは極めて困難である。

このような事態に対して、欧州のプライバシーコミッショナーのような、データ保護に特化した機関を置き、サービスの前にコンサルティングを行えるようにすることは、一つの解決方法である。第183回国会に内閣官房から提出されている「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」（いわゆる番号法案）の中では、個人番号を内容に含む個人情報である特定個人情報の取扱いにつき、官・民、政府・地方自治体を問わず

監視する機関として特定個人情報委員会（番号法案 36 条 1 項）が設置される予定であり、さらに、番号法案附則 6 条 2 項[a]では、施行後 1 年を目途として、あらゆる個人情報の取扱いに関して特定個人情報保護委員会が権限を持つことを検討することとされており、今後、特定個人情報保護委員会が欧州のプライバシーコミッショナーのような権限を有することはあり得る。もっとも、その権限も、適切な能力を有した十分な人員があつて初めて機能する。是非とも、権限の拡充のみならず、機構・定員の拡充を伴うような附則対応を期待するところである。

(2) 訴訟（又は紛争解決）制度の拡充

同じく、第 183 回国会において、消費者庁から提出される予定である、集団的消費者被害回復に係る訴訟制度に関する法案は、薄く広い消費者被害が泣き寝入りに終わらぬよう、二段階型の手続を定めるものであるが、法案提出前にパブリックコメントに付された制度案の概要によると、「事業者が消費者に対して負う金銭支払義務であつて、消費者契約に関する以下のもの」のうち、債務不履行に基づく損害賠償請求と不法行為に基づく損害賠償請求については「消費者契約の目的となるものについて生じた損害又は消費者契約の目的となるものの対価に関する損害」に限定されており、プライバシー侵害がこれに含まれる場合は限定的であると思われる。例えば、ストリートビューにおける撮影行為は消費者契約を伴って行われているわけではないので、対象には含まれないことが明らかである。

このように、集団的消費者被害回復制度に薄く広いプライバシー侵害が含まれることが難しいということになると、個人情報保護制度の方で独自に、薄く広いプライバシー侵害に対応した訴訟又は紛争解決制度が望まれるところであるが（例えば、運用実態は不明であるが、台湾個人情報保護法（28 条及び 29 条）や韓国個人情報保護法上の集団紛争調整制度の存在を指摘できる）、USB メモリの紛失や書類の置き忘れなどの、確率的に必ず起きるセキュリティ事故に適用されるとなると、本来的なターゲットを見失うことになるし、立法時の調整も困難を極めることとなる。どのような制度が抑止効果として、又、被害回復制度として適当であるかは、我が国特有の事情にも配慮しつつ、検討されるべきであろう。

3.2 プライバシー配慮義務違反という構成

プライバシー配慮義務は、いみじくも、（世界中のデータ保護法制に最先端で対応を迫られているであろう）被控訴人が「プライバシーに配慮して業務を実施する義務がある

との控訴人の主張は独自の見解であり、仮に、そのような義務を觀念するとしても、実定法（このような義務を定める法は存在しない。）に基づく公法上の義務としてしか觀念し得ないものであり、私法上の義務たり得るものではない。」と述べるとおり、既に公法上の義務としては実定法上も取り入れられつつある。例えば、プライバシー影響評価（番号法案 26・27 条参照）や、プライバシー・バイ・デザイン[4]などは、控訴人のいうプライバシー配慮義務にコンセプトとしては極めて近い。

これが私法上も義務を構成するかについては、欧州データ保護司令及びデータ保護規則提案のように、データ保護法違反をただちに損害賠償義務に結びつけるのであれば別論、公法上の義務違反が私法上も義務違反を構成するかというアプローチを取るか[5]、会社法上の内部統制義務のように、当初より私法上の義務として構成するというアプローチを取るか、議論の余地がある。いずれにせよ、未だ公法上の義務としても定着していない以上、ただちに私法上の義務が認められる状況にあるとは考えがたいが、控訴人の問題提起は無意味なものであったとも評価し難い。

4. おわりに

本稿では、ストリートビュー事件高裁判決を分析した上で、我が国個人情報保護制度への示唆を述べた。事件としては単純で、裁判例も骨子だけを検討すれば、問題となっている画像は判別ができないものであるから、プライバシー侵害はない、というものであったが、裁判所は巧妙に見解を披瀝しており、我が国個人情報保護制度への示唆も垣間見える。我が国はストリートビューへの対応において、他国のデータ保護機関との連携が奏功せず、効果的な対応もなされなかったと評価される向きもあるが、せめてストリートビューを巡る訴訟からは、法律上も、制度上も、最大限知見を得るべきであろう。

参考文献

- [1] 高田寛「Google ストリートビューの社会的影響と法的問題について」産業能率大学紀要 30 巻 1 号 67 頁（2009 年）74 頁
- [2] 加藤隆之「個人情報保護制度の遵守とプライバシー権侵害—個人情報第三者提供に関する判例を中心として—」亜細亜法学 46 巻 1 号 19 頁（2011 年）84 頁
- [3] 板倉陽一郎「個人情報保護法違反を理由とする損害賠償請求に関する考察」情報ネットワークレビュー 11 巻 1 頁（2012 年）
- [4] 堀部政男・JIPDEC 編、アン・カブキアン著・JIPDEC 訳『プライバシー・バイ・デザイン プライバシー情報を守るための世界的新潮流』（日経 BP 社、2012 年）
- [5] 前掲[3]

[a] 「政府は、この法律の施行後一年を目途として、この法律の施行の状況、個人情報の保護に関する国際的動向等を勘案し、特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関する監視又は監督に関する事務を委員会の所掌事務とする。このことについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」